**≪令和５年度 義務教育教員免許取得希望者に対する介護等体験実施要綱≫**

**（大学用）**

**１　趣旨**

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成９年法律第９０号）の施行により、小学校及び中学校教諭の普通免許取得希望者に対し「介護等体験」が義務付けられることとなりました。本要綱は千葉県内の社会福祉施設等（以下「社会福祉施設」）で実施される「介護等体験」を円滑に行うことを目的として定めるものとします。

**２　対象者**

（１）原則として、以下のいずれかに該当する者とします。

①千葉県内にある大学等の学生で、小学校及び中学校教諭の普通免許取得希望者

  ②千葉県内に自宅または帰省先を持つ学生で、小学校及び中学校教諭の普通免許取得希望者

（２）４年制大学については原則として２年生以上を対象とし、短期大学等の場合は１年生から対象とします。

※原則として卒業年次生及び次年度に実施することができない学生から順次調整いたします。

**３　介護等体験の目的**

社会福祉施設における介護等体験を通して、個人の尊厳や社会連帯の理念に関する認識を深め、教員としての資質の向上・義務教育の充実を期することを目的としています。

●社会福祉施設で利用者の生活や対人援助の実際に触れることで、人との関わり方や支援で大切にすべき姿勢や視点を学びます。

●介護実習・社会福祉実習とは異なり、主に利用者とふれあうプログラムを体験することで、教員に求められる資質を養います。

**４　対象施設**

　　千葉県内にある高齢者・障害者・児童関連の施設で、法律で定められた施設（別表２）とします。

**５　介護等体験の時期及び期間**

　　社会福祉施設での介護等体験は、１８歳に達した後5日間

（原則として１施設において５日間連続）

期 間**令和５年７月３１日（月）～ 令和５年１２月２２日（金）**

日 数月曜日から金曜日（連続５日間）

時 間　　１日おおむね５～６時間　社会福祉施設の指定した時間帯

形 態　　日中の通所による体験

**６　受入調整事業の実施主体**

　　「介護等体験」における受入調整事業の実施主体は、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会　千葉県福祉人材センター（以下「本会」）とします。

**７　介護等体験の内容**

　　介護等体験の目的を踏まえ下記の例に掲げる内容とします。また具体的内容については、学生の適応能力に見合った無理のないものとします。

＜例＞

1. 利用者との交流（話し相手）、学習活動や授産活動の援助
2. 利用者に対する介護・介助等の補助
3. 利用者の散歩等の付き添いの補助
4. 施設が実施する行事・サークル活動等の施設業務の補助
5. 掃除、洗濯、おむつたたみ等の日常業務の補助

●介護技術を必要とする身体介護（排泄・入浴等）については、学生に体験させないことと します。

●体験学生に身体介助（排泄・入浴等）を行わせる場合には、学生の同意を前提に事前に十分な指導を行った上で、職員の付き添いのもとで実施します。

※身体介護等については、原則として**同性介助**とします。

**８　申込の手続きについて**

**（１）「学校用体験申込入力システム」のダウンロード**

千葉県福祉人材センターのホームページから**令和５年１月２３日（月）**以降、システ  ムをダウンロードしてください。

**【ダウンロード時のパスワード】　kaigotou**

詳細につきましては、ダウンロードしたフォルダ内の**readme\_gakkou (学校用取扱    説明書)**をご確認ください。

**（２）申込書類の送付・締切日**

**①「介護等体験申込書」（様式 学－①）**

※「 追加申込」については随時受付をいたします。

**②「学生データ」(cd2023.dat、ch2023.dat)**

※学生が作成した「介護等体験申込書」（別記１）を取りまとめシステムで作成

　したもの

**③学生名簿**

※学年・新型コロナウイルスワクチン接種回数・事前のＰＣＲ検査等の実施につ

　いて記載したもの

上記３点を締切日までに本会にご送付ください。

①につきましては公印を押印していただく必要があるためご郵送願います。

**【締切日】　令和５年４月２１日（金）**

**※千葉県福祉人材センターは事務所移転により、令和５年３月１０日（月）で現在の場所を閉鎖し、住所・電話番号が変わります。**

お問い合わせ・お申込みにつきましては「別紙１」をご確認ください。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会　千葉県福祉人材センター

　　　 　　 〒260-0015　千葉市中央区富士見２－３－１　塚本大千葉ビル５階

　　　 　 TEL：０４３－２２２－１２９４　　　FAX：０４３－２２２－０７７４

E-mail：**kaigotou@chibakenshakyo.com**

**（３）体験学生に受入施設決定の通知**

本会で「学生データ」と社会福祉施設から提出された「受入計画」に基づき体験先を調整し、「介護等体験受入決定通知書」を送付いたします。学生の皆さんには地域・時期・施設種別等で、ご要望にお応えできない場合があることを事前に周知してください。

**（４）介護等体験費用の支払い**

「介護等体験」に要する費用として１人当たり**7,500円**を大学等で取りまとめ、一括して本会の指定口座にお振り込みください。

なお、支払期限は「介護等体験受入決定通知書」受領後、**4週間以内**となります。

● **7,500円**のうち社会福祉施設への**体験費用は****5,000円**（1日当たり**1,000円**）、**本会の調整管理費は****2,500円**（1日当たり**500円**）となります。

●「介護等体験受入決定通知書」発行後に体験を中止する場合は、体験中止日数に応じて社会福祉施設への体験費用のみ返金します。

なお、「介護等体験（中止・日程変更）報告書」（様式学－④）の体験中止による返金先は大学等の指定口座となります。

※「介護等体験受入決定通知書」発行後、**代替措置の適用**により体験を中止した場合は、本会の調整管理費2,500円を差し引いた金額5,000円を返金いたします。

**９　その他の業務**

**（１）「介護等体験学生プロフィール」（様式学－②）の送付**

「介護等体験受入決定通知書」による受入施設決定後、学生から提出された「介護　等体験学生プロフィール」（様式学－②）の内容を確認し、取りまとめて社会福祉施設に前もって送付してください。学生が体験当日に持参することのないようにしてください。

※「介護等体験学生プロフィール」は記入もれのないようにしてください。

**（２）学生に対する事前ガイダンスについて**

大学等は「介護等体験」を希望する学生に対し、本制度の趣旨を理解してもらうた　めに**必ず**事前ガイダンスを実施してください。体験中は社会人として良識ある行動が求められます。施設職員・ご利用者様への挨拶や基本的マナー、ご利用者様のプライバシー保護についてご指導していただくほか、面談等で介護等体験における各自の目標について確認をお願いいたします。

また、事前連絡や事前オリエンテーションへの参加を忘れてしまったり、健診・細菌検査結果書を提出せずに体験に行ってしまうといったことがないようにご指導願います。

　　なお、体験期間中に体験学生の態度又は言動等に著しく問題があると判断されてしまった場合や、提出すべき書類が未提出の場合、施設長の判断で**「体験中止」**となることもありますので学生の皆さんに周知願います。

 ●体験予定の社会福祉施設における**「事前オリエンテーション」**の有無を必ず確認するようにご指導ください。

●**身だしなみ等**（節度ある服装及び頭髪）についての指導を徹底してください。

●体験期間中も**学生証の携帯**をお願いします。

●障がいのある方とのコミュニケーションにおいて、**障がい特性**について正しい知識と理解を持って対応できるようにご指導ください。

●体験学生が社会福祉施設に対して不平不満を訴えている場合は、大学等の担当者から本会にご連絡ください。またＳＮＳ等への不用意な書き込みに対する注意喚起もお願いいたします。

※なお、事前指導の際には次に挙げる資料・図書もご活用ください。

○第５版　よくわかる社会福祉施設　～教員免許志願者のためのガイドブック～

　　　全国社会福祉協議会発行　660円（税込）

【申込先】社会福祉法人全国社会福祉協議会　出版部　受注センター

　　 TEL.049-257-1080　　FAX.049-257-3111

**（３）介護等体験記録ノートの記載について**

介護等体験の報告書の提出については、法律の施行通知等での定めは特にありませんが、介護等体験が実りある体験となりますように、ぜひ「介護等体験記録ノート」を作成し、体験終了時に施設の担当者に確認していただくようにご指導ください。

また、体験終了後には学生の「介護等体験記録ノート」を大学等でご確認いただき、今後の事 前指導の参考としてください。

**（４）介護等体験の受入施設の変更**

受入施設の変更は原則として認めませんが、学生の申し出によりやむを得ないと大学等が判断した場合は、大学等から体験１か月前までに本会宛に「介護等体験受入施設変更依頼書」（様式学－③）を提出してください。 本会で変更が妥当と判断した場合、大学等はただちに社会福祉施設に中止理由を明記した中止報告書（様式は任意）を提出し、本会にも中止報告書の写しを送付してください。

**（５）介護等体験の中止報告**

体験を中止する際に、学生の申し出によりやむを得ないと大学等が判断した場合は、体験２週間前までに社会福祉施設に**中止報告書（様式は任意）を提出**するとともに、その写しを添付の上「介護等体験（中止・日程変更）報告書」（様式学－④）により本会に報告してください。

また、社会福祉施設の長が介護等体験中の学生の態度又は言動等に問題があると判断した場合、大学等のご担当者様との協議の上で体験を中止する場合がありますが、手続きについては「学生都合」の場合と同様とします。

**（６）介護等体験の日程変更報告**

「介護等体験受入決定通知書」発行後に、学生より日程の変更希望がありやむを得ない理由と大学等が判断した場合、変更後の日程については大学等と社会福祉施設で直接協議の上決定してください。その後、大学等は速やかに「介護等体験（中止・日程変更）報告書」（様式学－④）を本会にご提出願います。

また、休日・病気等により実施できなかった場合は、社会福祉施設と協議の上、必ずその日数分を他の日に振り替えて５日間の体験を終了してください。

なお、社会福祉施設の都合による日程変更においても同様の手続きとします。

※様式（様式学－④）をご提出いただく際、**日程変更報告の場合は学校長の公印は必要ありません。中止報告の場合のみ押印願います。**

**（７）健康管理等**

①施設利用者の皆様には「基礎疾患」を有する方も多いため、「介護等体験」により施設利用者様に健康上の問題が生じないよう、日頃より学生の健康状態の管理をお願いいたします。

　なお、体験に先立ち体調が悪い場合には、無理をせずに体験期間の変更について社会福祉施設にご相談ください。

②インフルエンザ・ノロウイルス感染症・Ｏ１５７・疥癬・結核・肝炎等の感染症についての基礎知識や感染予防策についてもご指導願います。

③社会福祉施設から「健康診断書」「細菌検査結果書」等を求められた場合には、必ず指定された期日までに提出してください。

**（８）証明書の配布**

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（平成９年文部省令第４０号）別記様式により、大学等で**「証明書」**を作成してください。

また、**「証明書」**は体験初日に学生が施設に持参してください。

●**本籍地・氏名・生年月日**以外の欄はすべて施設において記入します。

なお、**「氏名」**は戸籍の記載のとおりとし、**「生年月日」**は和暦で記載願います。

●千葉県では**「証明書」**に施設長の公印が必要となります。

**（９）介護等体験に伴う事故等への対応**

①保険の加入

「介護等体験」に伴う事故等に対する保険については大学等で加入するものとし、

補償の対象は本人の傷害事故、対人・対物及び受託物（紛失、盗取、詐取）の賠償事故とします。

※社会福祉施設に「介護等体験学生プロフィール」（様式学－②）を送付する際には、保険の加入状況等の確認をお願いいたします。

②事故等について

体験期間中に事故が発生した場合はただちに本会に連絡するとともに、事態収拾後「介護等体験事故報告書」（様式学－⑤）を本会に提出してください。

なお、事故の処理については社会福祉施設との間で協議してください。

【参考】　**「学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険ＡまたはＢ」**

(お問合せ先)　　公益財団法人 日本国際教育支援協会　学生支援部学生保険課

〒153-8503　東京都目黒区駒場４－５－２９

 　　 TEL：03-5454-5275　　　http://www.jees.or.jp/

**（10）新型コロナウイルス感染症への対応について**

①介護等体験の実施について**文部科学省**から**「実施にあたっての留意事項」**等の**「通知」**があればこれに準ずるものとします。

②新型コロナウイルス感染拡大が懸念される中での体験の場合は、体験開始２週間前から**検温**及び**健康チェック**（発熱・頭痛、咳・咽頭痛、息苦しさ、味覚・嗅覚障害等）を実施し、記録したものを体験初日に施設の担当者にご提出ください。

また、マスクの着用、手指の消毒及び**感染リスクの高い行動は控える**など、感染症対策を徹底するようにご指導願います。

※なお、受入施設への事前連絡では受入要件の再確認をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、当初の受入要件と異なる場合がありますことをご承知おきください。

③感染者数が急増し、感染拡大が懸念される期間の「介護等体験」の実施につきましては、国や千葉県等の行政指導・措置に応じて体験学生、受入施設の方々の安全を最優先として大学等でご判断ください。

④令和５年度介護等体験の申込み後、文部科学省の体験実施に係る「通知」により**施設での体験**ではなく**「代替措置」**を実施することとなった場合は、本会に速やかにご連絡ください。また**「代替措置適用による体験申込辞退届」**（様式任意）もご提出願います。

なお、「介護等体験受入決定通知書」発行後に「代替措置」の適用を決定した場合には、 施設にも「**代替措置適用による体験辞退届」**（様式任意）をご提出ください。

※「介護等体験受入決定通知書」発行後、「代替措置適用」により体験を中止する場合には、**体験費用5,000円**を返金いたします。

⑤施設の体験受入要件として、新型コロナウイルスワクチン接種や事前のＰＣＲ検査等の実施 が求められることも想定されるため、「学生名簿」の提出の際には可能な範囲内で接種回数とＰＣＲ検査等受検についての記載をお願いいたします。

**１０**　**個人情報の取り扱いについて**

●本会は下記の事項を踏まえ、適切に個人情報を取り扱うこととします。

・「介護等体験」に関する個人情報については、本会個人情報保護規程並びに「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき取り扱います。

・「介護等体験」において取り扱う個人情報は、「介護等体験」にかかる目的にのみ使用します。

 　・体験学生の氏名・生年月日・住所・電話番号等の個人情報は、体験申込書データを作成し、受入調整作業等を行う際に電子データ化して管理するとともに、「介護等体験受入決定通知書」に掲載し社会福祉施設に通知します。

**介護等体験申込み・実施にあたって**

近年、体験学生が体験日や事前連絡・事前オリエンテーション等を失念してしまい、やむなく施設から学生に直接連絡を取るという事例が多く見受けられます。

また、健康診断書等を期日までに提出できずに体験日を変更せざるを得ない学生も多数おられます。

上記の件で受入施設から苦情が寄せられておりますので、決められたことはきちっと守り積極的に「介護等体験」に取り組むようにご指導願います。

今後、貴学で「介護等体験」が必要な学生の皆さんの受入施設が少なくなってしまわないように、体験期間中の施設での「挨拶」や「ふるまい」について事前指導の徹底をお願いいたします。